

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案						
別表第1(第3条関係) 町長の附属機関						
附属機 関	所掌事項	委員の 定数	委員の構成	委員 の任 期	会長等の 選任方法	庶務担 当課
略						
おい らせ地 域公共 交通会 議	(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項 (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 地域公共交通会議の運営方法その他町長が必要と認める事項	20名以内（公募による者を含む）	(1) <u>町の職員</u> (2) おいらせ町を営業区域に含む一般乗合旅客自動車運送事業者 (3) <u>おいらせ町を営業区域に含む一般貸切旅客自動車運送事業者の組織する団体</u> (5) <u>住民又は公共交通機関の利用者</u> (6) <u>青森運輸支局長又はその指名する者</u> (7) <u>自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合は、おいらせ町において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者</u> (8) <u>一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</u> (9) <u>道路管理者、青森県警察、学識経験者その他町長が必要と認める者</u>	2年以内	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の中から会長が指名	政策推進課
略						

現 行						
別表第1(第3条関係) 町長の附属機関						
附属機 関	所掌事項	委員の 定数	委員の構成	委員 の任 期	会長等の 選任方法	庶務担 当課
略						
おい らせ地 域公共 交通会 議	(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項 (3) 交通会議の運営方法その他町長が必要と認める事項	10名以内（公募による者を含む）	(1) <u>おいらせ町長が指名する者</u> (2) <u>おいらせ町を営業区域に含む一般乗合旅客自動車運送事業者</u> (3) <u>おいらせ町民又は当該交通機関の利用が想定される町民</u> (4) <u>青森運輸支局長又はその指名する者</u> (5) <u>一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</u> (6) <u>学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者</u>	2年以内	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の中から会長が指名	政策推進課
略						

改 正 案		現 行						
削除	略	おいらせ町福祉有償運送運営協議会	(1) <u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項を協議すること。</u>	7人以内	(1) <u>町の職員</u>	3年	1) <u>会長の互選</u>	介護福祉課
		(2) <u>道路運送法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項を協議すること。</u>		(2) <u>おいらせ町を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</u>	(2) <u>会長の職務代理者</u>			
		(3) <u>協議会の運営方法、自家用有償旅客運送のサービス内容その他自家用有償旅客運送に關し町長が必要と認める事項を協議すること。</u>		(3) <u>町民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者</u>	(2) <u>会長の指名</u>			
				(4) <u>東北地方運輸局又は青森運輸支局関係者</u>				
				(5) <u>関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体関係者</u>				
				(6) <u>おいらせ町において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体関係者</u>				
				(7) <u>学識経験を有する者</u>				
				(8) <u>その他町長が必要と認める者</u>				
	略	略						